後見制度支援預金　商品概要説明書

（２０１８年７月２日現在）

1. 商品名	後見制度支援預金
2. ご利用いただける方	個人のうち、家庭裁判所が交付する「指示書」に記載された被後見人の方が対象です。
3. 期間	期間の定めはありません。
4. 預入方法	
(1)預入方法	随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。
(2)預入金額	1 円以上。
(3)預入単位	1 円単位。
5. 払戻方法	随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要となります。 ①出　　金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ②定期送金…自動振込等により、指定された間隔（例えば３ヶ月毎）で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
6. 利息	
(1)適用利率	毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2)利払い方法	毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日に元金に組入れます。ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。
(3)計算方法	毎日の最終残高 100 円以上について、付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算を行います。
7. 税金	利息には 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。 (マル優の利用はできません) ※2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります
8. 手数料	管理手数料はかかりません。 定期送金、為替振込については、店頭に表示する当金庫所定の手数料を徴求します。（詳しくは手数料一覧をご覧ください）
9. 付加できる特約事項	指示書の指示内容による取り扱いのみとなります。
10. 中途解約時の取扱い	―
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示装置または窓口へご照会ください。
12. 預金保険の適用	預金保険制度の対象として、同保険の範囲内で保護されます。くわしくは、店頭掲示ポスターをご覧ください。
13. 苦情処理措置	本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗またはコンプライアンス管理部（9 時～17 時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-3742-0621）までお申し出ください。
14. 紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。なお、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）がございます。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。

さわやか信用金庫

15. その他参考となる事項	・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。 ・「指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所に行ってください。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、ＩＢ契約はできません。 ・本預金は口座開設店のみお取り扱いいたします。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・キャッシュカードは発行しません。 ・通帳によるＡＴＭでの利用はできません（窓口でのお取扱いに限定します）。 ・現金でのお支払いはできません（管理口座への振替となります）。

さわやか信用金庫